

## こうちグローバル人材育成事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、こうちグローバル人材育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「高校等」とは、高知県内に所在する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次から3年次まで）をいう。
- (2) 「高校生等」とは、高校等に在籍し、高知県内に居住する者をいう。

### (補助目的)

第3条 高知県教育長（以下「教育長」という。）は、高知県内における産学官の共創による高校生等の「探究型海外留学」の支援の推進を通して、国際的な視野や高知に対する愛着と誇りを持ち、高校等卒業後も、地域課題等を自分事として捉え、県や県内地域の発展や活性化に貢献しようとする行動できる人材の育成を目的とし、本事業に参加する高校生等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、別に定める選考を経て決定した者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者であること。
- (2) 高校等に在籍している者であること。
- (3) 日本学生支援機構（以下「機構」という。）及びこうち未来創造グローバル人材育成協議会（以下「協議会」という。）が主催する事前・事後研修等に参加する意思を表明した者、また、機構が主催する派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する意思を表明した者であること。
- (4) 在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者であること。
- (5) 在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者であること。
- (6) 機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金（予約採用）」に掲げる、家計基準の判定に必要な証明書を提出できる者であること。
- (7) 留学に必要な査証を確実に取得し得る者であること。
- (8) 留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者であること。
- (9) 補助対象年度における4月1日時点の年齢が30歳以下の者であること。

- (10) 留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、その総額が、本事業による奨学金の総額を超えない者であること。
- (11) 過去に本事業又は国及び機構が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」の派遣留学生として採用されていない者であること。
- (12) 渡航中の万一の事故・病気等に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入している者であること。
- (13) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

#### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。ただし、補助対象者の留学に要する経費で交付対象期間内に支払を完了するものに限る。

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2及び別表3で定める額とし、留学準備金は留学先国・地域ごとに規定された額を、奨学金は留学先国・地域ごとに規定された月額に留学期間から算出した交付対象となる月（以下「交付対象月」という。）の数を乗じて得た額をそれぞれ交付する。また、交通費等補助分として、機構が主催する新・日本代表プログラム事前研修及び同事後研修へ参加するために、要した交通費及び宿泊費について、1人1回につき15,000円を交付する。

#### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書に、協議会が交付する「奨学金等支給上限額決定通知」の写しを添えて、協議会が公開する申請年度の「事務手続きの手引」に定める期限までに、教育長に提出するものとする。

#### (補助金の交付決定)

第8条 教育長は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付対象者に学校長を通じて通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### (留学内容の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた内容について、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 留学先又は留学期間
- (2) 補助金申請額

(留学の中止)

第10条 被交付決定者が留学を中止するときは、別記第3号様式による留学中止承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 教育長は、被交付決定者が次の各号のいずれか又は別表4に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合

2 前項の規定により交付決定を取り消された者は、既に補助金が交付されているときは、その全額を返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 教育長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。ただし、教育長は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(実績報告)

第13条 被交付決定者は、留学が終了したときは、終了の日から起算して30日以内に、別記第5号様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 協議会に提出する次の書類の写し
  - ア 留学終了報告
  - イ 日本及び留学先国双方の出入国日が分かるもの(搭乗券の半券等)
  - ウ 受入機関が発行する修了証明書
- (2) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 教育長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を被交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第8条の規定により通知した補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することがで

きる。

(関係書類の保管)

第15条 被交付決定者は、留学に係る収入支出の証拠書類を整備し、留学終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第16条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)  
(補助対象経費)

費 目	
留学 準備金 及び 奨学金	(1) 国際航空運賃 (1 往復分) (2) 自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃 (1 往復分) (3) 受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃 (1 往復分) (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用 (5) 査証 (ビザ) 及び旅券 (パスポート) 取得手続に要する諸費用 (6) 海外傷害保険料 (7) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等 (8) 寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用 (9) 留学エージェント・旅行代理店等に支払う費用 (10) プログラム参加費 (11) その他留学に要する経費
交通費等 補助分	(12) 機構が主催する新・日本代表プログラム事前研修及び同事後研修の参加に要する交通費及び宿泊費

別表 2 (第 6 条関係)  
(留学準備金)

支援内容	留学先国・地域	補助金額	円安や急激な物価高騰に伴う増額 ※ 1	計
留学準備金	アジア地域	150,000円	60,000円	210,000円
	その他の地域	250,000円	100,000円	350,000円

※ 1 機構制定の官民協働海外留学支援制度(新・日本代表プログラム)「拠点形成支援事業」地域事業交付金 2026年度留学準備金「増額分」所要額交付要綱の規定に基づく、円安や急激な物価高騰に伴う増額をいう。

別表3（第6条関係）  
（奨学金月額表）

支援内容	留学先国・地域	補助金額 (家計基準内)	補助金額 (家計基準外)
奨学金	<b>地域区分①</b> 北米、シンガポール、欧州、中近東 ※除外国 (以下の国・地域は「地域区分②」の月額を適用) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000円	60,000円
	<b>地域区分②</b> アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び上記地域区分①の除外国	120,000円	

（奨学金交付総額表）

留学期間 (=活動期間)	交付対象 月数	奨学金 交付総額		
		家計基準内 <b>地域区分①</b> (月額16万円)	家計基準内 <b>地域区分②</b> (月額12万円)	家計基準外 (月額6万円)
14～31日	1回分	160,000円	120,000円	60,000円
32～53日	2回分	320,000円	240,000円	120,000円

- 1 奨学金は、交付対象月の数（留学期間の日数を31日で除した数（小数点以下切り上げ）。以下「交付対象月数」という。）に応じて奨学金月額を交付する。また、交付する奨学金の総額は、奨学金月額に、交付対象月数を乗じた金額とする。
- 2 奨学金月額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金（予約採用）」に掲げる家計基準を満たしている場合（家計基準内）は160,000円又は120,000円とし、満たしていない場合（家計基準外）は60,000円とする（家計基準判定は協議会において採択時に決定）。
- 3 複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額は、留学期間（=活動期間）が最も長い留学先国・地域の金額とする。また、複数の留学先国・地域で留学期間（=活動期間）が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用する。

別表4（第8条及び第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）学校名

住 所

氏 名

生年月日

（保護者）氏 名

令和 年度 こうちグローバル人材育成事業費補助金交付申請書

こうちグローバル人材育成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

（1）留学経費調書 及び 収支予算（見込み）書（別紙1）

（2）振込先口座の通帳の写し

（3）こうち未来創造グローバル人材育成協議会が交付する奨学金等支給上限額決定通知の写し

3 留学先

4 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

振込先口座

銀行名	銀行		支店
種 別	1 普通	2 当座	口座番号
ふりがな 口座名義人			

※申請者本人又は保護者名義の口座とすること。

## (1) 留学経費調書

費 目		金 額 (円)
留学 準備 金及 び 奨 学 金 の 内 訳	(1)国際航空運賃（1往復分）	
	(2)自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）	
	(3)受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）	
	(4)空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用	
	(5)査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続に要する諸費用	
	(6)海外傷害保険料	
	(7)外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等	
	(8)寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用	
	(9)留学エージェント・旅行代理店等に支払う費用	
	(10)プログラム参加費	
	(11)その他留学に要する経費	
	計	
	(12)事前・事後研修参加交通費等	
	計	
合 計 (A)		

## (2) 収支予算（見込み）書

(単位：円)

収 入				支 出 (B)
補助金	他の支援金等	自己負担額	計 (C)	

※ A=B=Cとなること。

※ 当該留学に対して他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けている場合は、その額が確認できる書類（写しで可）を添えること。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）学校名

住 所

氏 名

（保護者）氏 名

令和 年度 こうちグローバル人材育成事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたことについて、下記のとおり変更したいので、こうちグローバル人材育成事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付変更申請額 金 円  
（交付決定額 円）
- 2 変更の内容及び理由
- 3 関係書類  
留学経費変更調書及び収支予算（見込み）書（別紙2）

## (1) 留学経費変更調書

費 目		金 額 (円)	
		交付決定時	変更後
留学準備金及び奨学金の内訳	(1)国際航空運賃 (1往復分)		
	(2)自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃 (1往復分)		
	(3)受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃 (1往復分)		
	(4)空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用		
	(5)査証 (ビザ) 及び旅券 (パスポート) 取得手続に要する諸費用		
	(6)海外傷害保険料		
	(7)外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等		
	(8)寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用		
	(9)留学エージェント・旅行代理店等に支払う費用		
	(10)プログラム参加費		
	(11)その他留学に要する経費		
	計		
	(12)事前・事後研修参加交通費等		
		計	
合 計 (A)			

## (2) 収支予算 (見込み) 書

(単位: 円)

区分	収 入				支 出 (B)
	補助金	他の支援金等	自己負担額	計 (C)	
交付決定時					
変更後					

※ A = B = C となること。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）学校名

住 所

氏 名

（保護者）氏 名

令和 年度 こうちグローバル人材育成事業費補助金留学中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたことについて、下記により中止したいので、こうちグローバル人材育成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 中止の理由
- 3 添付書類

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）学校名

住 所

氏 名

（保護者）氏 名

令和 年度 こうちグローバル人材育成事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたことについて、こうちグローバル人材育成事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

- |   |             |   |   |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額    | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額        | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額       | 金 | 円 |
| 4 | 概算払を必要とする理由 |   |   |

年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）学校名

住 所

氏 名

（保護者）氏 名

令和 年度 こうちグローバル人材育成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたことについて、こうちグローバル人材育成事業費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の実績を報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 留学先
- 3 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 留学費用支払完了日 年 月 日
- 5 関係書類
  - (1) 留学経費精算調書及び収支決算（見込み）書（別紙3）
  - (2) こうち未来創造グローバル人材育成協議会に提出する次の書類の写し
    - ア 留学終了報告
    - イ 日本及び留学先国双方の出入国日が分かるもの（搭乗券の半券等）
    - ウ 受入機関が発行する修了証明書

## (1) 留学経費精算調書

費 目		金 額 (円)
留学準備金及び奨学金の内訳	(1)国際航空運賃(1往復分)	
	(2)自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃(1往復分)	
	(3)受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃(1往復分)	
	(4)空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用	
	(5)査証(ビザ)及び旅券(パスポート)取得手続に要する諸費用	
	(6)海外傷害保険料	
	(7)外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等	
	(8)寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用	
	(9)留学エージェント・旅行代理店等に支払う費用	
	(10)プログラム参加費	
	(11)その他留学に要する経費	
	計	
	(12)事前・事後研修参加交通費等	
	計	
合 計 (A)		

## (2) 収支決算(見込み)書

(単位:円)

収 入				支 出 (B)
補助金	他の支援金等	自己負担額	計 (C)	

※ A=B=Cとなること。

※ 当該留学に対して他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けている場合は、その額が確認できる書類(写しで可)を添える。

